

# 居宅介護に要する費用の額の算定方法

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
別表	別表
第1 居宅介護	第1 居宅介護
1 居宅介護サービス費	1 居宅介護サービス費
イ 居宅における身体介護が中心である場合	イ 居宅における身体介護が中心である場合
(1) 所要時間30分未満の場合 <u>254単位</u>	(1) 所要時間30分未満の場合 <u>230単位</u>
(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>402単位</u>	(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>400単位</u>
(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>584単位</u>	(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>580単位</u>
(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>667単位</u>	(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>655単位</u>
(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>750単位</u>	(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>730単位</u>
(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>833単位</u>	(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>805単位</u>
(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>916単位</u> に所要時間3時間から 計算して所要時間30分を増すごとに <u>83単位</u> を加算した単位数	(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>875単位</u> に所要時間3時間から 計算して所要時間30分を増すごとに <u>70単位</u> を加算した単位数
ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合	ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合
(1) 所要時間30分未満の場合 <u>254単位</u>	(1) 所要時間30分未満の場合 <u>230単位</u>
(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>402単位</u>	(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>400単位</u>
(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>584単位</u>	(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>580単位</u>
(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>667単位</u>	(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>655単位</u>
(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>750単位</u>	(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>730単位</u>
(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>833単位</u>	(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>805単位</u>
(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>916単位</u> に所要時間3時間から 計算して所要時間30分を増すごとに <u>83単位</u> を加算した単位数	(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>875単位</u> に所要時間3時間から 計算して所要時間30分を増すごとに <u>70単位</u> を加算した単位数
ハ 家事援助が中心である場合	ハ 家事援助が中心である場合
(1) 所要時間30分未満の場合 <u>105単位</u>	(1) 所要時間30分未満の場合 <u>80単位</u>

- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 197単位
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 276単位
- (4) 所要時間1時間30分以上の場合 346単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 105単位
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 197単位
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 276単位
- (4) 所要時間1時間30分以上の場合 346単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 100単位

注1 イ、ニ及びホについては、区分1(障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第40号。以下「区分省令」という。))第2条第1号に掲げる区分1をいう。以下同じ。)以上(障害児にあつては、これに相当する心身の状態とする。注3において同じ。)に該当する利用者(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。))第2条第1号に掲げる利用者をいう。以下同じ。)に対して、指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所(以下「指定居宅介護事業所」という。)の従業者(同項に規定する従業者をいう。)又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該

- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 150単位
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 225単位
- (4) 所要時間1時間30分以上の場合 295単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 80単位
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 150単位
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 225単位
- (4) 所要時間1時間30分以上の場合 295単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 99単位

注1 イ、ニ及びホについては、区分1(障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第40号。以下「区分省令」という。))第2条第1号に掲げる区分1をいう。以下同じ。)以上(障害児にあつては、これに相当する心身の状態とする。注3において同じ。)に該当する利用者(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。))第2条第1号に掲げる利用者をいう。以下同じ。)に対して、指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所の従業者(同項に規定する従業者をいう。)又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所の従業者(同項に規定

当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）（注4、注10、注13及び注14において「居宅介護従業者」という。）が、指定障害福祉サービス基準第4条第1項に規定する指定居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護（以下「指定居宅介護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する心身の状態（障害児にあつては、これに相当する心身の状態）にある利用者に対して、通院等介助（通院等又は官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。）並びに指定相談支援事業所）への移動（公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助をいう。注6及び注8において同じ。）（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) 区分2（区分省令第2条第2号に掲げる区分2をいう。

以下同じ。）以上に該当していること。

(2) 区分省令別表第一の認定調査票（以下「認定調査票」という。）における次の(-)から(Ⅴ)までに掲げる調査項目のいずれかについて、それぞれ(-)から(Ⅴ)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

(-) 2—5 「3. できない」

(-) 2—6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は

する従業者をいう。）（注4及び注10において「居宅介護従業者」という。）が、指定障害福祉サービス基準第4条第1項に規定する指定居宅介護又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護（以下「指定居宅介護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する心身の状態（障害児にあつては、これに相当する心身の状態）にある利用者に対して、通院等介助（通院等又は官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。）並びに指定相談支援事業所）への移動（公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助をいう。注6及び注8において同じ。）（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) 区分2（区分省令第2条第2号に掲げる区分2をいう。

以下同じ。）以上に該当していること。

(2) 区分省令別表第一の認定調査票（以下「認定調査票」という。）における次の(-)から(Ⅴ)までに掲げる調査項目のいずれかについて、それぞれ(-)から(Ⅴ)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

(-) 2—5 「3. できない」

(-) 2—6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は

「4. 全介助」

(三) 2—7 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

(四) 4—5 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

(五) 4—6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

3 ハについては、区分1以上に該当する利用者のうち、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。注7において同じ。)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。

4 居宅介護従業者が、指定居宅介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画(指定障害福祉サービス基準第26条第1項(指定障害福祉サービス基準第48条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。))に規定する居宅介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

5 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護(入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1

「4. 全介助」

(三) 2—7 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

(四) 4—5 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

(五) 4—6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

3 ハについては、区分1以上に該当する利用者のうち、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。注7において同じ。)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。

4 居宅介護従業者が、指定居宅介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画(指定障害福祉サービス基準第26条第1項(指定障害福祉サービス基準第48条第1項において準用する場合を含む。))に規定する居宅介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

5 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護(入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1

)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護  
が中心である指定居宅介護等を行った場合 所定単位数の  
100分の70に相当する単位数

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護  
が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(-)又は(二)  
に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(-)又は(二)に掲げる  
単位数

(-) 所要時間3時間未満の場合 第2の1に規定する所  
定単位数

(二) 所要時間3時間以上の場合 630単位に所要時間3時  
間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算  
した単位数

6 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介  
助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行っ  
た場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)  
に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)  
)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) 別に厚生労働大臣が定める者が通院等介助(身体介護を  
伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合 所  
定単位数の100分の70に相当する単位数

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が通院等介助(身体介護を  
伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(-)又は(二)  
に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(-)又は(二)に掲げる  
単位数

(-) 所要時間3時間未満の場合 第2の1に規定する所  
定単位数

)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護  
が中心である指定居宅介護等を行った場合 所定単位数の  
100分の70に相当する単位数

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護  
が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(-)又は(二)  
に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(-)又は(二)に掲げる  
単位数

(-) 所要時間3時間未満の場合 第2の1に規定する所  
定単位数

(二) 所要時間3時間以上の場合 550単位に所要時間3時  
間から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算  
した単位数

6 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介  
助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行っ  
た場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)  
に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)  
)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) 別に厚生労働大臣が定める者が通院等介助(身体介護を  
伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合 所  
定単位数の100分の70に相当する単位数

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が通院等介助(身体介護を  
伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(-)又は(二)  
に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(-)又は(二)に掲げる  
単位数

(-) 所要時間3時間未満の場合 第2の1に規定する所  
定単位数

(二) 所要時間3時間以上の場合 630単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

- 7 ハについては、別に厚生労働大臣が定める者が、家事援助が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が家事援助が中心である指定居宅介護等を行った場合にあつては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 8 ニについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合にあつては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 9 ホについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等のための乗車又は降車の介助が中心である指定居宅介護等を行った場合にあつては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 10 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であつて、同時に2人の居宅介護従業者が1人の利用者に対して指定居宅

(二) 所要時間3時間以上の場合 550単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

- 7 ハについては、別に厚生労働大臣が定める者が、家事援助が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が家事援助が中心である指定居宅介護等を行った場合にあつては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 8 ニについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合にあつては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 9 ホについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等のための乗車又は降車の介助が中心である指定居宅介護等を行った場合にあつては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 10 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であつて、同時に2人の居宅介護従業者が1人の利用者に対して指定居宅

介護等を行った場合に、それぞれの居宅介護従業者が行う指定居宅介護等につき所定単位数を算定する。

11 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。)に指定居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に指定居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 特定事業所加算(Ⅰ) 所定単位数の100分の20に相当する単位数

(2) 特定事業所加算(Ⅱ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数

(3) 特定事業所加算(Ⅲ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数

13 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

介護等を行った場合に、それぞれの居宅介護従業者が行う指定居宅介護等につき所定単位数を算定する。

11 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。)に指定居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に指定居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

イ 特定事業所加算（I）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定居宅介護事業所のすべての居宅介護従業者（登録型の居宅介護従業者（あらかじめ指定居宅介護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定居宅介護を行う居宅介護従業者をいう。）を含む。以下同じ。）に対し、居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- (2) 次に掲げる基準に従い、指定居宅介護が行われていること。
  - (一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと。
  - (二) 指定居宅介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する居宅介護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けること。
- (3) 当該指定居宅介護事業所のすべての居宅介護従業者に対し、健康診断等を定期的に行うこと。
- (4) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第31

条第6号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。

- (5) 当該指定居宅介護事業所の新規に採用したすべての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること。
- (6) 当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上若しくは指定障害福祉サービス基準第5条及び第7条の規定により置くべき従業者（以下「指定居宅介護等従業者」という。）のうち介護福祉士、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者（以下「介護職員基礎研修課程修了者」という。）及び指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）第1条第2号に掲げる居宅介護従業者養成研修の1級課程を修了した者（以下「1級課程修了者」という。）の占める割合が100分の50以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上であること。
- (7) 当該指定居宅介護事業所のすべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること。
- (8) 指定障害福祉サービス基準第5条第2項により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。

(9) 前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害程度区分5以上である者の占める割合が100分の30以上であること。

ロ 特定事業所加算（Ⅱ）

イの（1）から（5）までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、（6）又は（7）及び（8）のいずれかに適合すること。

ハ 特定事業所加算（Ⅲ）

イの（1）から（5）まで及び（9）に掲げる基準のいずれにも適合すること。

14 イ及びロについては、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者（指定障害福祉サービス基準第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める地域の内容は以下のとおり。

○ 次のいずれかに該当する地域

- ① 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ② 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- ③ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項

の規定により指定された特別豪雪地帯

- ④ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- ⑤ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村
- ⑥ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島
- ⑦ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- ⑧ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- ⑨ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域
- ⑩ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島

15 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第9の1の注5を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。）又は同ホの経過の居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。）若しくは旧法施設支援（法附則第20条に規定する旧法施設支援をいう。以下同じ。）を受けている間又は児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。）に入所（通所による入所を含む。）している間は、

12 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第9の1のイの共同生活介護サービス費(5)を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。）又は同ロの経過の居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。）若しくは旧法施設支援（法附則第20条に規定する旧法施設支援をいう。以下同じ。）を受けている間又は児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。）に入所（通所による入所を含む）

居宅介護サービス費は、算定しない。

2 初回加算 200単位

注 指定居宅介護事業所等において、新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った場合又は当該指定居宅介護事業所等のその他の居宅介護従業者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

3 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者が、指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

。)している間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

2 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者が、指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。